

令和5年5月2日

弥彦小・中学校保護者 様

弥彦村教育委員会教育長 小野塚 正史

## 新型コロナウイルスの5類への移行後の学校における感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」へ移行になります。5類への移行を踏まえ、今後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおりお知らせするとともに、各家庭でのご理解・ご協力をお願いいたします。

記

### 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の5類への移行後においても、
  - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
  - ・ 適切な換気の確保
  - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を引き続き講じていきます。
- 地域や学校において感染が流行している場合は、活動場面に応じて、
  - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
  - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を講じる場合があります。感染が拡大した場合は、季節性インフルエンザと同様に学校や学年・学級を閉鎖することがあります。

### 2 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健法により、次の出席停止期間が定められています。  
**「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。**  
この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。児童生徒間の感染の有無やマスクの着用の有無によって差別や偏見がないよう、適切に指導を行います。
- 感染が不安で学校を休ませたいと相談があった場合で、医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等、合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席扱いとしないことも可能です。

### 3 その他（出席停止解除後、登校するにあつたての届出）

- 出席停止解除後の登校に際しては、別紙「療養解除届」の提出をお願いします。「療養解除届」は、各校のHPからもダウンロードすることができます。